



山形県公報

平成22年3月9日(火)
第2124号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

○山形県心身障がい者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則…………… (障がい福祉課) …225

### 告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (村山総合支庁福祉企画課) …228
- 指定居宅介護支援事業者の指定…………… ( 同 ) … 同
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… ( 同 ) … 同
- 指定居宅介護支援事業者の指定に係る事業の廃止…………… ( 同 ) … 同
- 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定…………… ( 同 ) …229
- 障害者自立支援法による指定障害者支援施設の指定…………… ( 同 ) … 同
- 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業所の所在地の変更…………… ( 同 ) … 同
- 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業所の名称及び所在地の変更…………… ( 同 ) …230
- 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業の廃止…………… ( 同 ) … 同
- 障害者自立支援法による指定障害者支援施設の指定の辞退…………… ( 同 ) … 同
- 争議行為を行う旨の通知…………… (雇用労政課) …231
- 山形県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針の一部変更…………… (経営安定対策課) …232
- 種畜証明書の交付…………… (畜産課) … 同
- 土砂災害警戒区域の指定…………… (河川砂防課) …233
- 同…………… ( 同 ) …234
- 土砂災害特別警戒区域の指定…………… ( 同 ) … 同
- 同…………… ( 同 ) …235
- 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程…………… (出納局) …236

### 公 告

- 一般競争入札の中止…………… (公安委員会) …237
- 一般競争入札の公告…………… ( 同 ) … 同
- 同…………… ( 同 ) …238

## 規 則

山形県心身障がい者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成22年3月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県規則第6号

#### 山形県心身障がい者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則

山形県心身障がい者扶養共済制度条例施行規則(昭和54年11月県規則第60号)の一部を次のように改正する。  
別記様式第1号中「山形県知事 氏名 殿」を「山形県知事 殿」に、

|  |  |  |               |   |
|--|--|--|---------------|---|
|  |  |  | 年 月 日（ 年 月 日） | を |
|  |  |  | 年 月 日（ 年 月 日） |   |

※加入した後又は口数を追加した後に心身障がい者を変更することができません。

| 確認印                                                                  |   |
|----------------------------------------------------------------------|---|
| この制度に関する重要事項を記載した書面の内容を確認し、受領しました。<br>また、この制度が加入目的に合致していることも確認しています。 | ㊟ |

に改める。

別記様式第6号（表面）を次のように改める。  
様式第6号

（表 面）

|      |  |
|------|--|
| 加入番号 |  |
|------|--|

山形県心身障がい者扶養共済制度

加 入 証 書

加入者氏名

あなたは、山形県心身障がい者扶養共済制度条例（昭和54年10月県条例第35号）に基づき、山形県心身障がい者扶養共済制度に加入していることを証します。

年 月 日

山形県知事 氏 名 印

|                     |              |              |
|---------------------|--------------|--------------|
| 加入者                 | (ふりがな)<br>氏名 |              |
|                     | 生年月日         | 年 月 日        |
| 年金受給権者<br>(心身障がい者)  | (ふりがな)<br>氏名 |              |
|                     | 生年月日         | 年 月 日        |
| 加入日<br>(加入等の効力発生の日) |              | 年 月 日        |
| 掛金払込期間              |              | 年 月 日～ 年 月 日 |

別記様式第6号（裏面）第3項中「から」を「の分から」に改め、同様式（裏面）中第10項を第11項とし、第9項の次に次の1項を加える。

10 その他この制度の内容については、申込みの際交付を受けたこの制度に関する重要事項を記載した書面を御

確認ください。

別記様式第8号（表面）を次のように改める。

様式第8号

（表 面）

|      |  |
|------|--|
| 加入番号 |  |
|------|--|

山形県心身障がい者扶養共済制度

口 数 追 加 証 書

加入者氏名

あなたは、山形県心身障がい者扶養共済制度条例（昭和54年10月県条例第35号）に基づき、山形県心身障がい者扶養共済制度の口数の追加が行われていることを証します。

年 月 日

山形県知事 氏 名 印

|                     |              |              |
|---------------------|--------------|--------------|
| 加入者                 | (ふりがな)<br>氏名 |              |
|                     | 生年月日         | 年 月 日        |
| 年金受給権者<br>(心身障がい者)  | (ふりがな)<br>氏名 |              |
|                     | 生年月日         | 年 月 日        |
| 加入日<br>(加入等の効力発生の日) |              | 年 月 日        |
| 掛金払込期間              |              | 年 月 日～ 年 月 日 |

別記様式第8号（裏面）第1項中「加入証書と一緒に」を削り、同様式（裏面）第3項中「から」を「の分から」に改め、「(加算額)」を削り、同様式（裏面）第5項中「(加算額)」を削り、同様式（裏面）に次の4項を加える。

- 8 掛金や年金の額について、条例の改正があつたときは、改正後の条例の規定を適用するものとします。
- 9 次の場合には、速やかにお届けください。
  - (1) 加入者、心身障がい者又は年金管理者が氏名や住所を変更したとき。
  - (2) 心身障がい者又は年金管理者が死亡したとき。
  - (3) 年金管理者を指定したり、変更したとき。
  - (4) 掛金が納められなくなつたときなど。
- 10 その他この制度の内容については、申込みの際交付を受けたこの制度に関する重要事項を記載した書面を御確認ください。
- 11 その他この制度についてお尋ねのときは、市役所、町村役場又は県健康福祉部障がい福祉課にお問い合わせください。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の別記様式第6号による山形県心身障がい者扶養共済制度加入証書及び改正前の別記様式第8号による山形県心身障がい者扶養共済制度口数追加証書でこの規則の施行の際現に効力を有するものは、それぞれ改正後

の別記様式第6号による山形県心身障がい者扶養共済制度加入証書及び改正後の別記様式第8号による山形県心身障がい者扶養共済制度口数追加証書とみなす。

## 告 示

### 山形県告示第155号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成22年3月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                               | サービスの種類 | 指定年月日       |
|--------------------|-------------------------------------------|---------|-------------|
| アースサポート株式会社        | アースサポート株式会社 山形在宅サービスセンター<br>山形市八日町一丁目2番2号 | 訪問介護    | 平成22. 1. 27 |

### 山形県告示第156号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成22年3月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅介護支援事業者の名称 | 事業所の名称及び所在地                  | サービスの種類 | 指定年月日       |
|----------------|------------------------------|---------|-------------|
| 株式会社グローバル      | ソーシャル支援センター<br>天童市中里七丁目3番13号 | 居宅介護支援  | 平成22. 1. 28 |

### 山形県告示第157号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成22年3月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                               | サービスの種類  | 指定年月日       |
|----------------------|-------------------------------------------|----------|-------------|
| アースサポート株式会社          | アースサポート株式会社 山形在宅サービスセンター<br>山形市八日町一丁目2番2号 | 介護予防訪問介護 | 平成22. 1. 27 |

### 山形県告示第158号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成22年3月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅介護支援事業者の名称 | 事業所の名称及び所在地                               | サービスの種類     | 廃止年月日       |
|----------------|-------------------------------------------|-------------|-------------|
| 社団法人山形県接骨師会    | 社団法人山形県接骨師会おおそね介護支援事業所<br>山形市大字古館1552番地の2 | 居 宅 介 護 支 援 | 平成22. 2. 28 |

**山形県告示第159号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成22年3月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地              | 事業所の名称及び所在地                        | 障害福祉サービスの種類                                   | 指定年月日       |
|-------------------------------------------|------------------------------------|-----------------------------------------------|-------------|
| 株式会社千寿<br>山形市上町二丁目3番2号                    | せんじゅ在宅サービス<br>山形市上町二丁目3番2号         | 居 宅 介 護<br>重 度 訪 問 介 護                        | 平成21. 8. 31 |
| 社会福祉法人愛泉会<br>山形市大字長谷堂4687番地               | 向陽園児童デイサービスふるふる<br>山形市桜田東二丁目3番8号の5 | 児童デイサービス                                      | 同 9. 24     |
| 特定非営利活動法人山形親子療育支援ネットワーク<br>山形市三日町二丁目1番71号 | デイサポートセンターアイアイ<br>山形市あこや町三丁目11番7号  | 生 活 介 護<br>児 童 デ イ サ ー ビ ス<br>就 労 継 続 支 援 B 型 | 同 9. 30     |
| 特定非営利活動法人山形親子療育支援ネットワーク<br>山形市三日町二丁目1番71号 | デイサポートセンターアイアイ<br>山形市あこや町三丁目11番7号  | 相 談 支 援                                       | 同           |

**山形県告示第160号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害者支援施設を次のとおり指定した。

平成22年3月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害者支援施設設置者の名称及び主たる事務所の所在地   | 施設の名称及び所在地                         | 施設入所支援以外の施設障害福祉サービスの種類 | 入所定員 | 指定年月日           |
|-------------------------------|------------------------------------|------------------------|------|-----------------|
| 社会福祉法人友愛会<br>山形市すげさわの丘727番地47 | 障がい者支援施設すげさわの丘<br>山形市すげさわの丘727番地47 | 生 活 介 護                | 70名  | 平成<br>21. 9. 30 |

**山形県告示第161号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成22年3月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地 | 事業所の名称及び所在地          |                               | 障害福祉サービスの種類 | 変更年月日      |
|------------------------------|----------------------|-------------------------------|-------------|------------|
|                              | 変更前                  | 変更後                           |             |            |
| 株式会社包徳<br>宮城県仙台市青葉区通町二丁目9番1号 | 株式会社包徳山形支店就労継続支援事業部  |                               | 就労継続支援A型    | 平成21. 6. 1 |
|                              | 山形市十日町二丁目1番11号山西ビル3階 | 山形市城南町一丁目18番17号 ダイヤ65駅西ビル202号 |             |            |

## 山形県告示第162号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成22年3月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地 | 事業所の名称及び所在地     |               | 障害福祉サービスの種類 | 変更年月日       |
|------------------------------|-----------------|---------------|-------------|-------------|
|                              | 変更前             | 変更後           |             |             |
| 社会福祉法人愛泉会<br>山形市大字長谷堂4687番地  | デイサポートセンター心音    | 向陽園北部支援センター   | 生活介護        | 平成21. 7. 21 |
|                              | 山形市桜田東二丁目3番8号の5 | 山形市長町三丁目1番49号 |             |             |

## 山形県告示第163号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成22年3月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地              | 事業所の名称及び所在地                       | 障害福祉サービスの種類 | 廃止年月日       |
|-------------------------------------------|-----------------------------------|-------------|-------------|
| 特定非営利活動法人山形親子療育支援ネットワーク<br>山形市三日町二丁目1番71号 | デイサポートセンターアイアイ<br>山形市あこや町三丁目11番7号 | 児童デイサービス    | 平成21. 9. 30 |

## 山形県告示第164号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第47条の規定により、次のとおり指定障害者支援施設の指定の辞退があった。

平成22年3月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害者支援施設設置者の名称及び主たる事務所の所在地   | 施設の名称及び所在地                          | 施設入所支援以外の施設障害福祉サービスの種類 | 辞退の効力発生年月日  |
|-------------------------------|-------------------------------------|------------------------|-------------|
| 社会福祉法人友愛会<br>山形市すげさわの丘727番地47 | 身体障害者療護施設すげさわの丘<br>山形市すげさわの丘727番地47 |                        | 平成21. 9. 30 |

## 山形県告示第165号

労働関係調整法(昭和21年法律第25号)第37条第1項の規定により、山形県医療労働組合連合会執行委員長今井敏彦から、争議行為を行うことについて、平成22年2月24日次のとおり通知があった。

平成22年3月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 事 件

賃金引上げ等の要求に関する件

## 2 期 間

平成22年3月24日以降事件解決の日まで

## 3 場 所

庄内医療生活協同組合

鶴岡協立病院

鶴岡市文園町9番34号

庄内医療生活協同組合

本部

同 文園町9番3号

庄内医療生活協同組合

訪問看護ステーションきずな

同 日枝海老島159番1号

庄内医療生活協同組合

協立歯科クリニック

同

庄内医療生活協同組合

鶴岡協立リハビリテーション病院

同 上山添字神明前38番地

庄内医療生活協同組合

協立大山診療所

同 大山二丁目26番3号

庄内医療生活協同組合

協立三川診療所

東田川郡三川町大字横山字袖東4番地9

庄内医療生活協同組合

総合介護センターふたば

鶴岡市双葉町13番45号

庄内医療生活協同組合

協立病院附属クリニック

同 文園町11番3号

庄内医療生活協同組合

サポートセンターあさひ

同 熊出字日鍵31番3号

医療法人健友会

本間病院

酒田市中町三丁目5番23号

医療法人健友会

介護老人保健施設ひだまり

同

医療法人健友会

地域包括支援センターなかまち

同

医療法人健友会

のぞみ診療所

同 中町三丁目4番12号

医療法人健友会

訪問看護ステーションかがやき

同 中町三丁目3番18号

医療法人健友会

本間病院在宅介護支援センター

同 中町三丁目5番23号

医療法人健友会

認知症対応型通所介護施設「楽楽」

同 中町三丁目3番18号

医療法人山容会

山容病院

同 高砂二丁目1番64号

地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構

日本海総合病院

同 あきほ町30番地

地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構

日本海総合病院酒田医療センター

同 千石町二丁目3番20号

|                                |                   |
|--------------------------------|-------------------|
| 社会福祉法人恩賜財団済生会<br>山形済生病院        | 山形市沖町79番1号        |
| 医療法人社団小白川至誠堂病院<br>小白川至誠堂病院     | 同 東原町一丁目12番26号    |
| 医療法人社団松柏会<br>至誠堂総合病院           | 同 桜町7番44号         |
| 医療法人社団松柏会<br>至誠堂総合病院附属中山診療所    | 東村山郡中山町大字長崎3034番地 |
| 医療法人社団松柏会<br>至誠堂訪問サービスセンターコスモス | 山形市旅籠町一丁目7番23号    |
| 医療法人社団松柏会<br>わかばクリニック          | 同                 |
| 医療法人社団松柏会<br>至誠堂ヘルパーステーション     | 同                 |
| 医療法人社団松柏会<br>地域包括支援センターかがやき    | 同                 |
| 医療法人社団松柏会<br>介護療養型老人保健施設木の実    | 同                 |
| 医療法人社団松柏会<br>グランドホームはたごまち      | 同                 |
| 医療法人社団松柏会<br>至誠堂とかみクリニック       | 同 富神前48番5号        |
| 医療法人篠田好生会<br>篠田総合病院            | 同 桜町2番68号         |
| 医療法人篠田好生会<br>千歳篠田病院            | 同 長町二丁目10番56号     |
| 医療法人篠田好生会<br>天童温泉篠田病院          | 天童市鎌田一丁目7番1号      |
| 医療法人二本松会<br>山形さくら町病院           | 山形市桜町2番75号        |
| 医療法人二本松会<br>上山病院               | 上山市金谷字下河原1370番地   |

#### 4 概要

救急患者及び入院中の重症患者のための保安要員を除く全部又は一部の組合員によるストライキ、怠業その他の争議行為並びにこれを妨害する者を排除する一切の争議行為

#### 山形県告示第166号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第5条第4項の規定により農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針を変更したので、別紙のとおり公表する。

なお、「別紙」は、省略し、農林水産部経営安定対策課において縦覧に供する。

平成22年3月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県告示第167号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号に規定する種畜証明書を次のとおり交付した。

平成22年3月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子



| 証明書番号                 | 家畜の種類 | 品 種  | 名 前   | 飼 養 者                     |                        |
|-----------------------|-------|------|-------|---------------------------|------------------------|
|                       |       |      |       | 住 所                       | 名称（氏名）                 |
| 平成 21 山形<br>地 臨 第 2 号 | 牛     | 黒毛和種 | 秀 糸 波 | 新庄市大字鳥越<br>字一本松1076番<br>地 | 山形県農業総合研究センター畜<br>産試験場 |

山形県告示第168号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成22年3月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 土砂災害警戒区域の名称 | 指定の区域    | 土砂災害の発生原因となる<br>自然現象の種類 |
|-------------|----------|-------------------------|
| 銀山1         | 別紙図面のとおり | 土石流                     |
| 銀山2         | 別紙図面のとおり | 土石流                     |
| 合ノ沢         | 別紙図面のとおり | 土石流                     |
| 酉ノ木沢1       | 別紙図面のとおり | 土石流                     |
| 酉ノ木沢2       | 別紙図面のとおり | 土石流                     |
| 野下沢         | 別紙図面のとおり | 土石流                     |
| 紅内沢1        | 別紙図面のとおり | 土石流                     |
| 紅内沢2        | 別紙図面のとおり | 土石流                     |
| 火原沢         | 別紙図面のとおり | 土石流                     |
| 銀山ー1        | 別紙図面のとおり | 地滑り                     |
| 銀山ー2        | 別紙図面のとおり | 地滑り                     |
| 銀山ー3        | 別紙図面のとおり | 地滑り                     |
| 銀山南部ー1      | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊                 |
| 銀山南部ー2      | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊                 |
| 銀山南部ー3      | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊                 |
| 銀山南部ー4      | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊                 |

|      |          |         |
|------|----------|---------|
| 銀山北部 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 紅内   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

なお、「別紙図面」は省略し、土木部河川砂防課及び村山総合支庁建設部北村山河川砂防課並びに尾花沢市役所において縦覧に供する。

#### 山形県告示第169号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成22年3月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 土砂災害警戒区域の名称 | 指定の区域    | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------------|----------|---------------------|
| 水沢          | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 土江沢         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 黒滝1         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 黒滝2         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 川前          | 別紙図面のとおり | 地滑り                 |
| 川前          | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 佐田町－1       | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 佐田町－2       | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 佐田町－3       | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊             |

なお、「別紙図面」は省略し、土木部河川砂防課及び村山総合支庁建設部北村山河川砂防課並びに大石田町役場において縦覧に供する。

#### 山形県告示第170号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成22年3月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 土砂災害特別警戒区域の名称 | 指定の区域及び法第8条第2項に規定する政令で定める事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|---------------|-----------------------------|---------------------|
| 銀山1           | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 銀山2           | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |

|        |          |         |
|--------|----------|---------|
| 合ノ沢    | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 酉ノ木沢1  | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 酉ノ木沢2  | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 野下沢    | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 紅内沢1   | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 紅内沢2   | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 火原沢    | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 銀山南部－1 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 銀山南部－2 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 銀山南部－3 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 銀山南部－4 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 銀山北部   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 紅内     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

なお、「別紙図面」は省略し、土木部河川砂防課及び村山総合支庁建設部北村山河川砂防課並びに尾花沢市役所において縦覧に供する。

#### 山形県告示第171号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成22年3月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 土砂災害特別警戒区域の名称 | 指定の区域及び法第8条第2項に規定する政令で定める事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|---------------|-----------------------------|---------------------|
| 水沢            | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 川前            | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 佐田町－1         | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 佐田町－3         | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |

なお、「別紙図面」は省略し、土木部河川砂防課及び村山総合支庁建設部北村山河川砂防課並びに大石田町役場において縦覧に供する。

山形県告示第172号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成22年3月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第4中 「東京都千代田区内神田二丁目16番9号」 を 「東京都中央区日本橋室町三丁目4番7号」 に改める。

別表第6中 「 〃 小白川町二丁目7番7号」 を 「 〃 小白川町四丁目3番21号」 に、

|       |
|-------|
| 〃     |
| 米沢北支店 |
| 〃     |
| 米沢東支店 |
| 〃     |
| 長井支店  |

を

|        |
|--------|
| 〃      |
| 米沢北出張所 |
| 〃      |
| 米沢東出張所 |
| 〃      |
| 長井出張所  |

に、

|      |
|------|
| 〃    |
| 西根支店 |
| 〃    |
| 赤湯支店 |
| 〃    |
| 沖郷支店 |

を

|       |
|-------|
| 〃     |
| 西根出張所 |
| 〃     |
| 赤湯出張所 |
| 〃     |
| 沖郷出張所 |

に、

|      |
|------|
| 〃    |
| 高島支店 |
| 〃    |
| 和田支店 |

を

|        |
|--------|
| 〃      |
| たかはた支店 |
| 〃      |
| 和田出張所  |

に改める。

附 則

この規程は、平成22年3月29日から施行する。ただし、別表第6の改正規定中 「 〃 小白川町二丁目7番7号」 を

「 〃 小白川町四丁目3番21号」 に改める部分は公布の日から、別表第4の改正規定は同月23日から施行する。

## 公 告

平成22年2月26日付け県公報第2121号で公告した電子計算機の賃貸借及び保守の調達に係る一般競争入札については、中止する。

平成22年3月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、運転免許関係書類等運送業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成22年3月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部101会議室（1階）
- (2) 日 時 平成22年3月29日（月）午前10時

### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び予定数量
  - イ 運転免許関係書類等運送業務（運転免許関係書類） 4,130個
  - ロ 運転免許関係書類等運送業務（アルミ製通送箱） 1,872個
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで
- (4) 入札方法 (1)のイ及びロの1個当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記載する見積金額は、小数点以下2桁までとする。

### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第125条第5項の競争入札参加資格者名簿（様式第104号に限る。）に登載されていること。
- (5) 山形県内に本店又は営業所等を有すること。
- (6) 過去5年以内に2の(1)の役務と同種の役務を履行した実績があることを証明できること。この場合において、現に2の(1)の役務と同種の役務を履行している場合であって当該役務に係る契約期間が平成22年3月31日までに終了するときは、当該役務を履行した実績があるものとみなす。

### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

天童市大字高揃1300番 山形県警察本部交通部運転免許課 電話番号023(655)2150

### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額に2の(1)の予定数量を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

### 7 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書又は競争入札参加資格審査申請書を平成22年3月18日（木）午後4時までに山形県警察本部交通部運転免許課に提出すること。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約

解除及び賠償に関する定め並びに再委託の禁止に関する定めを設けるものとする。

- (3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (4) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は効力を有しない。
- (5) 詳細については入札説明書による。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、更新時講習教本の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成22年3月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部101会議室（1階）
- (2) 日 時 平成22年3月29日（月）午前10時30分

#### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び予定数量 更新時講習教本 158,383冊
- (2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間及び納入方法 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間において、指定する納入日に指定する数量を納入すること。
- (4) 納入場所 天童市大字高揃1300番 山形県警察本部交通部運転免許課
- (5) 入札方法 1冊当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記載する見積金額は、小数点以下2桁までとする。

#### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務又は同等の業務を営んでいること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第125条第5項の競争入札参加資格者名簿（様式第104号に限る。）に登載されていること。

#### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

天童市大字高揃1300番 山形県警察本部交通部運転免許課 電話番号023(655)2150

#### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額に2の(1)の予定数量を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

#### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

#### 7 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書又は競争入札参加資格審査申請書を平成22年3月18日（木）午後4時までに山形県警察本部交通部運転免許課に提出すること。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (4) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は効力を有しない。
- (5) 詳細については入札説明書による。